

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 不動産投資信託証券上場契約書	効力発生後直ちに	施1232条③(1)b、 (2)b	T a r g e t (P D F提出)
② 投資信託協会の会員であることを証する書面	決議後直ちに	規1214条②	T a r g e t (P D F提出)
③ 変更後の資産の運用に係る委託契約書又は再委託に 係る契約書写し	締結後直ちに	"	T a r g e t (P D F提出)
④ 不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書	変更後遅滞なく	規1213条⑥	T D n e t (縦 覧書類の登録)

※1 上記の他、必要に応じて、合併等の契約書（覚書等を含む）、資産運用会社の定款、金商法第31条第3項に規定する業務の内容又は方法を記載した書面、登記事項証明書、直近の財務諸表等の提出を求めることがあります。

※2 ①については、当該合併等が行われる前における当該投資法人の資産の運用に係る業務の運営体制が、当該合併等が行われた後において実質的に存続していないと東証が認める場合に提出を要します。

※3 ①～③については、業務の引継ぎを受ける資産運用会社が提出するものとします。

※4 ④については、当該合併等に起因して本報告書の内容に変更が生じた場合のみ提出を要します。

（注）資産運用会社には、資産の運用に係る権限の一部の再委託を受けた者を含みます。